

千葉県環境影響評価条例（平成10年千葉県条例第26号）（抜粋）

（方法書の作成）

第六条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、目的及び内容
- 三 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況
- 四 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

（方法書説明会計画書の承認）

第六条の二 （略）

2 （略）

- 一 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所が、規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の所在する市町村の住民の方法書説明会への参加を困難にするものであるとき。

千葉県環境影響評価条例施行規則（平成10年千葉県規則第93号）

（環境影響を受ける範囲と認められる地域）

第十二条 対象事業に係る条例第六条の二第二項第一号に規定する環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

（方法書等の送付）

第七条 事業者は、前条第一項の承認を受けた後、知事及び同条第二項第一号の地域を管轄する市町村長に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を、方法書説明会計画書に記載された方法書説明会の開催を予定する日の三十日前までに送付しなければならない。

（方法書についての知事の意見）

第十条 知事は、前条第一項の期間を経過した後、事業者に対し、規則で定める期間内に、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について第七条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- 3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条第一項の意見に配慮するものとする。

千葉市環境影響評価条例（平成10年千葉市条例第39号）（抜粋）

第2節 県条例対象事業に係る市長意見の形成の手続

第51条 市長は、県条例第10条第2項（県条例第21条第2項（県条例第41条第3項の規定により読み替えて適用される場合及び県条例第45条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合及び県条例第41条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、県条例第46条第2項及び県条例第53条第2項の規定により知事に対し意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。